

事 務 連 絡
令和2年 4月12日

一般社団法人
全日本駐車協会 殿

国土交通省
都市局 街路交通施設課

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。貴法人におかれては、下記についての周知等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

○在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進について（依頼）

昨日開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言がありました。

貴法人会員企業でも既に在宅勤務に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、改めて、会員各位に取組みへの協力依頼を徹底して頂きますようお願いいたします。

また、昨日の政府対策本部において繁華街対策の強化のため、基本的対処方針の変更が決定されました。つきましては、会員各位に本内容についてもお伝え頂くとともに、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

（別添）

- ①所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について（令和2年4月12日付大臣官房危機管理官事務連絡）
- ②第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- ③新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）
- ④新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 新旧対照表